

原子力規制委員会からの不適切なケーブル敷設に係る指摘について

2016年6月29日

浜岡原子力発電所 3～5号機の中央制御室床下においてケーブルおよび分離板に不適切な設置状態が確認されたことに対し、事象確認以降、原子力規制委員会による保安調査(※1)が実施されました。その結果、ケーブル敷設に対する設計上の要求事項が適切に業務計画に反映されていないことおよび不適切なケーブル敷設により安全機能に影響をおよぼす可能性があったことについて指摘を受け、本日、保安規定違反のうち「違反2」(※2)の判定を受けました。

不適切なケーブル敷設に関しては、2016年1月6日に原子力規制委員会から発出された指示文書に基づき、原子力規制委員会へケーブルおよび分離板の状況、不適切なケーブル敷設が発生した原因と再発防止対策などを2016年3月30日に報告しています。

当社は、3月30日の報告後速やかに、要求事項の業務計画への反映を含めた再発防止対策および不適切な設備の是正に着手しています。今回の原子力規制委員会の指摘を真摯に受け止め、今後も引き続き再発防止対策および設備の是正をおこなってまいります。

※1 保安調査は、原子炉等規制法に基づく保安検査の期間以外における、保安規定の遵守状況の調査のことです。

※2 保安規定違反には「違反1」「違反2」「違反3」「監視」の4つの区分があり、「違反2」は保安規定の不履行により安全機能に影響を及ぼした場合などに該当します。

<不適切なケーブル敷設に係るこれまでにお知らせした内容>

■中央制御室床下ケーブルピット内の点検について

[\(2015年11月11日お知らせ済み\)](#)

■中央制御室床下ケーブルピット内の点検について(続報)

[\(2015年12月15日お知らせ済み\)](#)

■中央制御室床下ケーブルピットの不適切なケーブル敷設への対応について
(原子力規制委員会への報告)

[\(2016年3月30日お知らせ済み\)](#)

以上